

○大東市庁舎整備に関する推進本部設置要綱

平成28年9月21日

要綱第61号

改正 平成29年3月27日要綱第16号

(設置)

第1条 大東市庁舎の整備に関する検討等を行うため、大東市庁舎整備に関する推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 庁舎の整備の手法、規模、機能、配置等の調査および研究に関すること。
- (2) 大東市新庁舎整備基本計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、副市長、教育長、上下水道事業管理者および各部等の長をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長および副本部長を置き、本部長は副市長をもって充て、副本部長は政策推進部長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議の進行は、本部長が行うものとする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し推進本部の会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または助言を求めることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出を求め、または推進本部への出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、政策推進部企画経営課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(大東市庁舎に関する庁内検討会議設置要綱の廃止)

2 大東市庁舎に関する庁内検討会議設置要綱(平成26年要綱第70号)は、廃止する。

付 則(平成29年要綱第16号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。